

「白商便」運用基準

1. チラシ折込発送サービス「白商便」（以下、「本サービス」）は、白河商工会議所（以下、「甲」という。）の会員（以下、「乙」という。）の販路拡大及び発展に資することを目的とする。なお甲の会員以外の利用は認めない。
2. 本サービスは、甲の発行する「白河商工会議所ニュース」に上記1の書類等を折込をして、配布するものであり、折込する書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、乙は下記事項を遵守しなければならない。
 - (1) 公序良俗に反しないこと。
 - (2) 関係法規に違反しないこと。
 - (3) 政治性、宗教性がないこと。
 - (4) 虚偽、または誤認される恐れがないこと。
 - (5) 他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - (6) 投機性のないこと。または、投機性がないと判断されること。
 - (7) その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと。
3. 折込物の内容については、甲が事前審査を行い前条に反する、或いはその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合は、乙と協議して当該実施月を繰り下げることがある。
4. 折込物の内容が、講習会、研修会、各種イベントの開催などの案内で、開催期日、それらの申込期日等が、折込月の15日以前のものである場合、万が一の諸事情を考慮して、開催日の前月号以前に本サービスを利用するものとする。
5. チラシ及び広告の内容に関する責任はすべて乙に帰属する。
6. 本サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応する。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等については甲は一切の責任を負わない。
7. 折込料金は甲が別途定める料金体系に基づき、サービス申込時までに支払いを完了すること。
8. 「白河商工会議所ニュース」に折込する書類等は、原則としてチラシ及びパンフレットとする。サイズはB5またはA4以下とする。B4、A3以上の場合は、規定のサイズに折った状態で納品することとする。また、パンフレットは重量を30gまでとする。
9. 「白河商工会議所ニュース」に折込するチラシは必要部数をサービス実施予定月の前月の末日までに甲が指定する場所へ納品することとする。パンフレットの場合も同様のこととする。また、残部が生じて返却はしないこととする。万が一、甲の定める期日までに納品が間に合わない場合はいかなる理由においても折込はできない。
10. 本サービスは、毎月5社（申込先着順）までとし、利用月が乙の希望にそえない場合がある。また、折込の順番も順不同とし乙の希望にはそえない。
11. 申込期日を過ぎてからキャンセルについては、乙はいかなる理由においても甲が定める算出基準のキャンセル料を支払わなければならない。
12. 本運用規定内容に同意した場合、運用基準（別添）に署名押印し、同封希望月の前月末までに担当部署へ持参するか、郵送すること。

(甲) 福島県白河市道場小路9-6-5
白河商工会議所

上記運用規定に同意し、本サービスの利用を申し込みます。

年 月 日

(乙)

・住所
・事業所名
・担当部署名

・担当者名

印

【本件に関するお問い合わせ先】
白河商工会議所 企画総務課
TEL 0248-23-3101
FAX 0248-22-1300
E-mail cci@shirakawa.ne.jp